平成２９年（フ）第８１号
金沢市四十万３－366　イーストⅠ　Ｂ202、住民票上の住所金沢市光が丘１丁目88番地市営住宅62棟401号（従前の住所）金沢市光が丘３丁目４番地
破産者　齊藤　祐希（開始決定時の姓徳島（旧姓西村））
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９号
長野県松本市出川町12番８号　ルミエール303、開始決定時の住所長野県松本市庄内２丁目７番32―504号　サーパスシティ庄内
破産者　有賀　　豊
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２９３号
静岡県浜松市中区高丘西３丁目17番９号、前住所静岡県浜松市中区高丘西１丁目20番39号
破産者　髙羽　　覺
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
大阪市東住吉区湯里２丁目18番16号　ケア・パレス東住吉苑103号、前住所兵庫県小野市東本町58番地
破産者　岡本美千代
成年後見人　衣笠　謙三
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第６７号
兵庫県加古川市神野町石守513番地の236、開始決定時の住所鳥取県米子市西福原６丁目４番10号
破産者　林　　秀一
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第４３号
山口市維新公園５丁目19番５号、前住所山口市大内御堀1712番地６
破産者　倉田　聡子（旧姓先村）
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６２号
福岡県田川郡福智町赤池1098番地　町営赤池団地Ⅱ棟512号
破産者　堀　真由美
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第６８号
福岡県田川郡福智町赤池1098番地　町営赤池団地Ⅱ棟410号
破産者　篠原　将志
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第４８号
熊本県八代市迎町２丁目５―18　東山アパート１－Ｂ、住民票上の住所熊本県八代市坂本町深水い3397番地
破産者　東山　純也
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第６７号
大分県宇佐市大字四日市1457番地の１　サンリット桜園２　204号、破産開始時の住所大分県宇佐市大字上乙女627番地の20
破産者　入江小百合
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３７号
大分県宇佐市院内町温見283番地の７
破産者　野本　武範
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３２号
鹿児島県霧島市隼人町真孝202番地２　メゾン隼人701、申立時の住所鹿児島県日置市日吉町日置11712番地７
破産者　湯之上　隆
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３００号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目47番11号　レオパレスＢｅａｔａｍｏｎｓ202号
破産者　林　　真也
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１７号
沖縄県石垣市浜崎町２－１－７　蓬莱閣マンション503
破産者　江橋　匡行
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部

破産手続終結

平成２９年（フ）第４号
埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川1538、商業登記簿上の本店所在地埼玉県比企郡鳩山町小用718番地５
破産者　株式会社関東建装
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３１１号
名古屋市千種区大久手町６丁目13番地の４
破産者　有限会社長平鈑金工業所
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８８６号
兵庫県芦屋市岩園町21番３－１、登記簿上の本店所在地神戸市東灘区森北町１丁目７番地13
破産者　有限会社エコやＢＡＯＢＡＢ
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部